

社会功労表彰候補者の推薦について

1. 推薦の基準

下記の表の基準と基準年数を満たす方が対象となります。

市政功労者表彰規則	基準	基準年数
第4条 第1号	社会公共のために尽力し、その功績が顕著な団体または個人 ア 社会福祉または保健衛生の向上、青少年の健全育成、交通安全の推進または民生の安定に功績顕著な者 イ 産業、建設の振興に寄与し、その功績顕著な者 ウ 教育、体育、文化、芸術等の振興に寄与し、その功績顕著な者 エ 環境保全の推進に寄与し、その功績顕著な者 オ まちづくり活動に寄与し、その功績顕著な者 カ その他社会公共のために功績顕著な者	<u>15年以上</u>
第2号	市民の模範とするに値する善行または奇特な行為があった団体または個人	
第3号	前各号に定めるもののほか、特に市長が表彰することが適当と認める団体または個人	

※基準年数については、団体での功績と個人での功績とを通算することはできません。

(例：団体活動の一員として10年活動され、その後、個人として5年活動された場合など)

2. 被表彰者の資格

単に基準年数が経過しているばかりでなく、真に表彰に値する顕著な功労があり、犯罪関係はもとより、市税および市の歳入金等の滞納がなく、本人の社会的評価等が顕著な方が対象となります。

3. 調査期日

令和6年4月1日を基準とします。

4. 選考

市の各担当課所属長から内申のあった方の中から、草津市市政功労者表彰選考委員会が被表彰者を決定します。

5. その他推薦にあたっての注意事項

- (1) 功績に団体としての活動を含む場合は、その所属団体を通じて市の各担当課へ御相談ください。
- (2) 過去に市政功労者表彰を受けられた方は対象外となりますが、以後の功績が表彰時の功績と異なる場合は、この限りではありません。
(例：前回 町内会長で表彰され、今回は社会功労で該当される場合など)
- (3) 既に亡くなられている方や、市制施行(昭和29年10月15日)以前のみ功績の方は対象外となります。